

二本松市競争入札に係るくじ運用基準

(平成20年3月31日決裁)

二本松市が総合評価方式競争入札、制限付一般競争入札、指名競争入札及び見積り合せの方法により発注する競争入札又は随意契約(以下「競争入札等」という。)の入札の結果、入札金額等が同額等の理由により落札者となるべき者(低入札価格調査を実施する場合にあっては調査範囲入札者を含む。)が複数いる場合は、この基準により落札候補者等の順位を決定する。

1 入札書の「くじの数」欄に任意の4桁の数値を記入

① くじがある場合に備えて、入札参加者は入札書にあらかじめ「くじの数」(任意の4桁の数値)を記入しておくこと。

② 「くじの数」は、必ず4桁記入すること。

※ 「くじの数」に空欄がある場合は、その部分に0を充てる。

また、「くじの数」の欄が全て空欄、一部又は全部の欄が不明瞭若しくは数値以外の文字が記入されている場合は、入札金額の上4桁分を「くじの数」とみなす。(入札金額が4桁に満たない場合は、不足桁数は0を充てる。)

例1) 「くじの数」が

		1	
--	--	---	--

 とある場合、上記規定により「くじの数」は 0010 とする。

例2) 入札金額が5,678,900円でくじの数が全て空欄の場合、上記規定により「くじの数」は入札金額の上4桁の 5678 とする。

例3) 「くじの数」が

6	7	8	0
---	---	---	---

 で、入札金額が1,234,000円である場合、上記規定により「くじの数」は入札金額の上4桁の 1234 とする

例4) 入札金額が27円5銭の場合、上記規定により「くじの数」は 2750 とする。

※ 随意契約(見積り合せ)の場合

ア 随意契約(見積り合せ)の場合は、上記「入札書」とあるのは「見積書」と、「入札参加者」とあるのは「見積参加者」と、「入札金額」とあるのは「見積金額」と読み替える(以下同じ)。

イ 見積書を任意様式で提出した場合で、くじの数が記載されていない場合も「くじの数」の欄が全て空欄とみなし上記規定を適用する。この場合において、「くじの数」となる見積金額は税抜きの金額とする。

ウ くじ対象者全員の見積書にくじの数の記載がない場合は、下記2 くじの手順の②のくじ対象者数で除する数値は、くじの数の合計にくじの数となった4桁の各桁の数値の合計を加算した数とする。

例) くじ対象者が2者で見積金額が123,500円の場合のくじ対象者で除する数値

$$\cdot (1235) + (1235) + (1+2+3+5) = 2481$$

2 くじの手順

- ① くじ対象者（同額入札者）に「くじ番号」を付与
 - ※ 入札番号順に0から付与する。（入札番号は、総合評価方式であれば入札参加資格審査申請の受付番号順、通常の制限付一般競争入札であれば入札参加申込順、指名競争入札及び随意契約の場合は、市の規定で定める指名通知番号順とする。）
 - 例) 入札番号1、2、5の3者がくじ対象者となった場合
 - ・ 入札番号1・・・くじ番号0
 - ・ 入札番号2・・・くじ番号1
 - ・ 入札番号5・・・くじ番号2
- ② くじ対象者の「くじの数」を合計し、くじ対象者の数で除し、余りを算出する。
この場合において、「くじの数」の合計がくじ対象者数よりも小さく、除することができない場合は、余りを「0」とみなす。
- ③ 上記②の計算結果による余りと一致したくじ番号の入札参加者を落札候補の第1順位者とする。
- ④ 上記③の計算結果に1を足したくじ番号の入札参加者を第2位順位者とする。
この場合において、最上位のくじ番号に1を足したくじ番号が存在しない場合には、0のくじ番号の入札参加者を第2順位とする。
- ⑤ 第2順位のくじ番号に1を足したくじ番号の入札参加者を第3順位者とする。
この場合において、第2順位のくじ番号に1を足したくじ番号が存在しない場合には、0のくじ番号の入札参加者を第3順位とする。
- ⑥ 第4順位者以下は、⑤の規定に準じて順位を決定する。

3 具体例

商号又は名称	入札額	くじの数	くじ番号	落札候補順位	備考
A建設	12,345,000円	0029			
B建設工業	12,000,000円	1200	0	2	くじの数未記入
C組	12,000,000円	0019	1	3	
D建設工業	11,850,000円	0240			最低制限価格未満のため失格
E組	12,000,000円	0055	2	4	
F建設	12,000,000円	7777	3	1	

- ① くじ対象者の「くじの数」を合計する。
 - ・ $(1200) + (0019) + (0055) + (7777) = 9051$

② 上記の和をくじ対象者の数で除する。

・ $9051 \div 4 = 2262$ (余り 3)

なお、くじの数の和がくじ対象者の数より少ない等の理由により除することができない場合は、計算結果を「0」として取り扱う。

③ 上記計算結果によって、落札候補第1順位者は、くじ番号「3」のF建設

- ・ 第2順位者は、本来上記くじ番号に「1」を足したくじ番号「4」の者となるが、くじ番号「4」は今回存在しないので、くじ番号「0」のB建設工業
- ・ 第3順位者は、上記くじ番号に「1」を足したくじ番号「1」のC組
- ・ 第4順位者は、上記くじ番号に「1」を足したくじ番号「2」のE組

※ 制限付一般競争入札において、入札参加資格を事後審査とする場合のみ、第2順位以降の落札候補者を選定する。

※ 低入札価格調査において、調査範囲入札者に入札金額の同じ者が複数いる場合は、調査を行う順位の決定のため第2順位以降の落札候補者を選定する。

4 当該くじ対象となるケース

総務部財政課で執行する競争入札等で次に該当する場合

- ・ 総合評価方式競争入札 ……総合評価点の同じ者が複数いる場合
- ・ 価格競争入札 ……………入札金額の同じ者が複数いる場合
- ・ 随意契約（見積合せ） ……客観的にみて市に有利な条件を提示した者が複数いる場合

5 適用時期

(平成20年3月31日決裁)

平成20年4月1日以降に執行する競争入札等から適用する。

(平成21年8月27日決裁)

平成21年9月1日以降に執行する競争入札等から適用する。

(平成22年4月5日決裁)

平成22年4月5日以降に執行する競争入札等から適用する。

(平成24年3月27日決裁)

平成24年4月1日以降に執行する競争入札等から適用する。

(平成30年12月25日決裁)

平成30年12月25日以降に執行する競争入札等から適用する。

(平成31年3月25日決裁)

平成31年4月1日以降に執行する競争入札等から適用する。